

議案第34号

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に  
関する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に  
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条において「省令」という。)で使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、省令に定めるとおりとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)に定めるとおりとする。

(地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第5条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格)

第6条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定認知症対応型共同生活介護事業所等の共同生活住居の数)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。

1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換することができるよう設計上の工夫を行う場合は2人以上4人以下とすることができる。

入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)

第9条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。

1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。

1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の

遮断を確保すること。

ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(区域外にある事業所に係る指定基準の特例)

第10条 法78条の2第1項又は法第115条の12第1項の申請に係る事業所が墨田区の区域の外にある場合は、法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項本文の指定は、当該事業所が所在する市町村(特別区を含む。)の定める基準を墨田区の基準とみなして行うことができる。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業に係る人員、設備及び運営等に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。